三十八　合金、その粉末又は合金材料の製造装置（コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。）であって、次のいずれかに該当する方法において使用するように設計したもの　［新設］

イ　真空噴霧法

ロ　ガス噴霧法

ハ　回転噴霧法

ニ　スプラットクェンチ法

ホ　メルトスピニング法及び粉化法

ヘ　メルトエキストラクション法及び粉化法

ト　機械的合金法

チ　プラズマ噴霧法

三十九　チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具（型を含む。）であって、次のいずれかに該当するものを製造するように設計したもの　［新設］

イ　航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の構造体

ロ　航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体のエンジン

ハ　イ又はロに該当するものの部分品

四十　数値制御を行うことができる工作機械であって、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術（ホに掲げるものを含む。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体　［新設］

イ　旋削をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

（二）　移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一ミリメートル以下のもの

ロ　フライス削りをすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　輪郭制御をすることができる直線軸の数が三であり、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

2　移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一ミリメートル以下のもの

（二）　輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

2　移動量が一メートル以上四メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一四ミリメートル以下のもの

3　移動量が四メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇六ミリメートル以下のもの

（三）　ジグ中ぐり盤であって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一ミリメートル以下のもの